

会員の入会・退会及び経費の負担に関する取扱規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の定款第3章に規定する会員の入会・退会手続き及び経費の負担について必要な事項を定めるものとする。

(会員の資格の取得)

第2条 定款第7条に規定する会員になろうとする者の入会申込みは、別紙（様式第1号）の入会申込書により行うものとする。

- 2 前項の入会申込みは、理事会の承認をもって入会とし、入会申込みの日をもって入会した日とする。

(経費の負担)

第3条 定款第8条第1項及び同第2項に規定する別に定める額は、別表のとおりとする。

- 2 この別表の額は、総会の決議を経て定めるものとし、これを変更するときも同様とする。

(経費の納入方法)

第4条 定款第8条第1項に規定する正会員になったときに支払う経費（以下「入会金」という。）は、第2条に規定する入会申込みがなされた後、理事会の承認を経て発行する請求書により、納入するものとする。

- 2 定款第8条第1項に規定する正会員が毎年支払う経費（以下「会費」という。）及び同第2項に規定する賛助費（以下「賛助会費」という。）は、定款第34条に規定する毎事業年度当初において一年分を一括して発行する請求書により、納入するものとする。
- 3 事業年度途中で会員の資格を取得した者の会費又は賛助会費は、入会した日の属する月の翌月（入会した日が月の初日の場合は、その属する月）を起算月として月割りにより算出して発行する請求書により、納入するものとする。

(任意退会)

第5条 定款第9条に規定する会員の任意の退会は、別紙（様式第2号）の退会届により行うものとする。

- 2 前項に規定する退会届が事業年度途中であっても、既に納入された会費又は賛助会費は、返還しない。

(変更事項等の通報)

第6条 会員は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは速やかに協会に通報しなければならない。この場合の通報は、別紙（様式第3号）により行うものとする。

- (1) 氏名又は事業所名称及び所在地等の変更が生じたとき
- (2) 事業内容に関し大きな変化が生じたとき（等級の変更等）
- (3) 事業を廃止したとき

附 則

1. この規則は、一般社団法人設立の登記の日から施行し、その属する事業年度開始日から実施する。
2. この規則の施行の際現に旧社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）に定める特例民法法人をいう。）において、その会員資格を有していた者については、なお、継続してこの規則に定める同等の会員資格を有し、別表に定める額の変更は、一般社団法人登記の日前一年間遡及して有効とする。

附 則

1. この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(別 表)

1 定款第8条第1項に定める額（上段：会費、下段：入会金（ ）外書）

等級	年度会費・入会金	事業所・事業種別
特級	70,000円 (30,000円)	コンビナート等保安規則の適用される事業所又はこれに準ずる事業所
A級	60,000円 (20,000円)	次のいずれかに該当する事業所 ① 超低温液化ガス製造事業所 (消費のための製造を除く) ② 毒性ガスの製造事業所 (消費のための製造を除く) ③ 可燃性ガスの製造事業所 (消費のための製造を除く) ④ 液化炭酸ガスの製造事業所 (消費のための製造を除く) ⑤ 液化石油ガスの製造施設とその他3種以上のガスの製造施設を有する事業所
B級	50,000円 (15,000円)	次のいずれかに該当する事業所 ① 液化石油ガスの製造施設を有する事業所 ② 超低温液化ガスの充てん施設を有する事業所 ③ 3種以上の製造施設を有する事業所 ④ 容器の製造及び検査事業所 ⑤ 高圧ガス関連の施設・装置・機器等の製造及び検査を業務とする事業所
C級	40,000円 (10,000円)	次のいずれかに該当する事業所 ① 圧縮空気の製造事業所 ② 超低温液化ガスの製造事業所 (Aの①を除く消費のための事業所) ③ 毒性ガスの製造事業所 (Aの②を除く消費のための事業所) ④ 可燃性ガスの製造事業所 (Aの③を除く消費のための事業所) ⑤ 炭酸ガスの製造事業所 (Aの④を除く消費のための事業所) ⑥ 移動式製造設備を有する事業所
D級	25,000円 (5,000円)	次のいずれかに該当する事業所 ① 高圧ガス販売事業所

等級	年度会費・入会金	事業所・事業種別
D級	25,000円 (5,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ② 高圧ガスの貯蔵所 ③ 特定高圧ガス消費事業所 ④ 炭酸ガス消費事業所（貯蔵による消費） ⑤ 超低温液化ガスのCEを設置する事業所（C級の②を除く） ⑥ 毒性ガス、可燃性ガスの消費事業所
E級	15,000円 (3,000円)	公営企業を除く官公庁、学校又は病院等で高圧ガスを消費する事業所

2 定款第8条第2項に定める額

(賛助会員) 年度会費 一律 25,000円